○消防庁告示第五号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）の施行に伴い、並びに消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の八第三号及び第八号の規定に基づき、甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示（平成六年消防庁告示第十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年三月二十九日

消防庁長官　稲山　博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　［略］ ［一～三　略］ 四　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）による独立行政法人水産大学校、平成十三年四月一日前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）による水産大学校、旧農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）による水産大学校及び昭和五十九年七月一日前の旧農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）による水産大学校を含む。） ［五・六　略］ 第二　［略］ ［一～八　略］ 九　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十六条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている者（第四類消防設備士試験を受験する場合に限る。） ［十～十三　略］	第一　［同上］ ［一～三　同上］ 四　独立行政法人水産大学校（平成十三年四月一日前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）による水産大学校、旧農林水産省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）による水産大学校及び昭和五十九年七月一日前の旧農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）による水産大学校を含む。） ［五・六　同上］ 第二　［同上］ ［一～八　同上］ 九　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている者（第四類消防設備士試験を受験する場合に限る。） ［十～十三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第一項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日

消防庁長官　稲山　博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
第三　［略］ ［略］		
消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	六月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設	機器点検 総合点検	六月 一年

改正前		
第三　［同上］ ［同上］		
［同上］	［同上］	［同上］
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	［同上］	［同上］
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設	［同上］ ［同上］	［同上］ ［同上］